

印鑑登録システムの標準仕様について

標準仕様書の全体構成（案）及び主な論点（案）

令和3年6月16日

印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）

第1章 本仕様書について

- 1 - 1 背景
- 1 - 2 目的
- 1 - 3 対象
- 1 - 4 本仕様書の内容

- 1.3. その他の管理項目
 - 1.3.1. 入力場所・入力端末
 - 1.3.2. 登録番号付番
 - 1.3.3. 和暦・西暦管理
 - 1.3.4. 公印管理
 - 1.3.5. 印鑑登録証データの管
 - 1.3.6. 交付履歴の管理

第2章 標準化の対象範囲

第3章 業務フロー等

- 1 業務フロー
- 2 ツリー図

第4章 機能要件

1 管理項目

- 1.1. 登録データ
 - 1.1.1. 日本人住民データの管理
 - 1.1.2. 外国人住民データの管理
 - 1.1.3. 除票
 - 1.1.4. 空欄
 - 1.1.5. 年月日の管理
 - 1.1.6. 年月日の表示
 - 1.1.7. メモ機能
 - 1.1.8. 郵便番号
 - 1.1.9. 郵便物送付コード
- 1.2. 異動履歴データ
 - 1.2.1. 異動履歴の管理
 - 1.2.2. 異動事由

- 2 検索・照会・操作
 - 2.1. 検索
 - 2.1.1. 検索機能
 - 2.1.2. 検索文字入力
 - 2.1.3. 基本検索
 - 2.2. 照会
 - 2.2.1. 登録内容照会
 - 2.2.2. 異動履歴照会
 - 2.2.3. 交付履歴照会
 - 2.2.4. 操作者照会
 - 2.3. 操作
 - 2.3.1. キーボードのみの画面操作
- 3 抑止設定
 - 3.1. 異動・交付・照会抑止

4 印鑑登録

- 4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示
 - 4.1.1. 世帯内印影表示
 - 4.1.2. 世帯内印影比較
- 4.2. 即時登録
 - 4.2.1. 即時登録
 - 4.2.2. 印鑑登録原票出力
 - 4.2.3. 印鑑登録原票確認票出力
- 4.3. 回答登録
 - 4.3.1. 回答登録
 - 4.3.2. 照会中の印鑑の変更
- 4.4. 保証人
 - 4.4.1. 保証人確認
 - 4.4.2. 交付確認
- 4.5. 印鑑照会
 - 4.5.1. 仮登録（回答待ち）
 - 4.5.2. 印鑑の登録に関する照会書発行
- 4.5.3. 照会状況管理
- 4.5.4. 照会取消
- 4.5.5. 期限切れの照会
- 4.6. 印影登録
 - 4.6.1. 印影読込
 - 4.6.2. 印影登録
- 4.7. 電子申請
- 4.8. 印鑑登録原票の改製
- 4.9. 印鑑登録原票の除票

印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）

5 印鑑登録の廃止	8 印鑑登録証
5.1. 廃止（申請）	8.1. 印鑑登録証
5.1.1. 廃止の申請	8.1.1. 印鑑登録証
5.1.2. 印鑑登録原票（除票）確認票出力	8.1.2. 印鑑登録者識別カード
5.2. 電子申請	8.2. 印鑑登録証の再交付
6 印鑑職権処理	8.3. 個人番号カード以外の印鑑登録者識別カードの利用
6.1. 異動の取消し	8.3.1. 必要事項登録
6.2. 職権抹消	8.3.2. 必要事項削除
6.2.1. 職権抹消	8.3.3. 登録者暗証番号設定
6.2.2. 印鑑登録証の亡失	8.3.4. 登録者暗証番号廃止
6.2.3. 住民記録連動抹消	8.4. 個人番号カードの利用
6.2.4. 抹消通知	8.4.1. 必要事項登録
6.3. 職権修正	8.4.2. 必要事項削除
6.3.1. 職権修正	8.4.3. 暗証番号設定
6.3.2. 印影再登録	8.4.4. 暗証番号廃止
6.3.3. 誤記修正	8.4.5. 印鑑登録抹消の事前通知
7 印鑑登録証明書	8.4.6. 印鑑登録の抹消
7.1. 印鑑登録証明書交付	8.4.7. 印鑑登録証情報の継続利用
7.1.1. 印鑑登録証明書交付	9 バッチ
7.1.2. 交付番号	10 E U C
7.1.3. 公印・職名の印字	11 エラー・アラート項目
7.1.4. 文字溢れ・外字	11.1. エラー表示
7.1.5. 記載項目	11.2. アラート表示
7.1.6. 暗証番号確認	12 実行制御
7.1.7. 電子申請	12.1. 審査・決裁
7.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	12.2. 印刷
7.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	
7.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除	

印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）

第5章 様式・帳票要件

13	システム管理	20.1	様式・帳票全般
13.1.	権限管理	20.1.1	出力様式・帳票
13.1.1.	操作権限管理	20.1.2	各項目の記載
13.1.2.	操作権限設定	20.1.3	帳票発行履歴
13.2.	アクセスログ管理	20.2	住民に発行又は交付する様式・帳票
13.3.	データ整備	20.2.1	印鑑登録証明書
13.3.1.	整合性チェック	20.2.2	印鑑の登録に関する照会書
13.3.2.	除票の経年抹消	20.2.3	印鑑登録確認通知書
13.3.3.	印鑑登録証明書交付履歴クリア	20.2.4	印鑑登録抹消通知書
13.3.4.	データ移行処理	20.3	庁内業務で使用する様式・帳票
13.3.5.	バックアップ	20.3.1	印鑑登録原票及び除票
13.4.	業務報告	20.3.2	印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票
13.4.1.	日報出力	20.3.3	世帯内印影票
13.4.2.	月報出力	20.3.4	保証人確認票
13.4.3.	年報出力		

第7章 データ要件

30.1	データ構造
30.2	文字

第8章 非機能要件

第9章 用語

参考

業務概要（全体図）
システム構成図

印鑑登録システムの標準仕様に関する主な論点（案）

論点（案）

3.1. 異動・交付・照会抑止

DV支援対象者に対する交付抑止について、印鑑登録証を所持している方は概ね本人であると想定しているが、印鑑関連業務においてDV等支援措置についてシステム対応が必要か。アラートを出す機能は必要ではないか。

4.1.2 世帯内印影比較について

世帯内印影比較について、印鑑登録に係る審査の過程において、機能を実装させるべきではないか。

【例】世帯内印影の比較が可能であること。比較時に印影の位置移動、回転、印影色変更、倍率変更ができるこ

4.2.1 即時登録について

事務処理要領では「本人が顔写真付きの本人確認書類を所持（提示）していなくても、保証人による書面があれば即日登録可能。（本人による来庁必須）」とされているが、本人が来庁し、顔写真付き本人確認書類を提示した場合のみ即日登録可能としている自治体もあるのではないか。

4.6.1 印影読込

印影の標準形式について、印影管理としてBMPは容量的にも解像度も不合理である一方、移行においてはBMP形式でないとトラブルが発生する多いため、BMPに変換できる形式を指定するのがよいか。

【例】読み取った印影はBMP形式またはBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）

また、印影の解像度について、過去登録した印影については解像度を変更できない一方、新規登録する解像度は規定が必要か。規定が必要とする場合、解像度の規定はどのような記載が適切であるか。

【例】印影の解像度は75dpi以上であること。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主な論点（案）

論点（案）

7.1.1 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書における「男女の別（性別）」について、事務処理要領には性別を記載することとされているが、自治体の実務としては性別を記載しないケースもあるのではないか。標準仕様としてどのように定めるべきか。

【例】印鑑登録証明書について（中略）印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとすること。性別については、自治体ごとに出力有無についてパラメータ設定ができること

7.1.6 電子申請

印鑑証明書の電子申請時における手数料徴収の決済機能について、印鑑登録証明書について、電子申請を検討しているのであれば、手数料を徴収するための決済機能として、マイナポータルの公金決済機能を使うことが考えられるが、どのように接続するか。

8.1.1 印鑑登録証

個人番号カードについて、実装すべき機能として備えるか。その他は、実装してもしなくても良い機能とするか。

【例】印鑑登録証として、紙媒体又はプラスチックカードによる印鑑登録証の交付に対応できること。従前の印鑑登録システムで利用していた登録番号を管理する必要がある場合には、従前の登録番号を旧登録番号に記録できること。

印鑑登録証として、以下のカードを利用できること。

- ・個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープを利用）

また、住基カードの取扱いについて、あと数年で住基カードの有効期限が切れる中で、住基カードについて記載する必要はあるか。各団体における状況も踏まえて検討する必要があるのではないか。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主な論点（案）

論点（案）

8.4.5 印鑑登録抹消の事前通知

個人番号カードを印鑑登録者識別カードとして利用する場合における、有効期間満了事前通知について、利用者証明用電子証明書の有効期間満了は、印鑑登録の抹消要件ではないこととするか。また、利用者証明用電子証明書の有効期間のみ満了しても、個人番号カード本体が失効していなければ、当該有効期間を更新することで、再度印鑑登録者識別カードとして印鑑登録証明書の交付申請に利用することを可能とするか。

【例】【実装してもしなくても良い機能】

印鑑登録者識別カードとして、個人番号カード（利用者証明用電子証明書又は条例等利用領域）を利用している場合は、当該カードの有効期間満了日が近づいており、そのまま有効期間満了により廃止となる場合には、印鑑登録者識別カードとして印鑑登録証明書の交付に使用できなくなる旨を通知できること。出力時には、有効期間満了日までの日数を設定し、対象者を選択できること

公金決済サービスの活用について

公金決済サービスとは、マイナポータルのお知らせ機能・ぴったりサービス・インターネットバンキング等を利用し、納付の通知から決済までオンラインで完結することができるサービスです。

